

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 様式集に関する質問に対する回答

本書は、長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業に関して、令和8年8月17日から令和8年8月19日までの
期間に寄せられたご質問に対する回答を取りまとめ、公表します。

なお、ご質問につきましては、原則として原文のまま掲載しています。

令和8年9月2日
長 浜 市

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 様式集に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	30	1		様式 8-3	(2)			地域経済への配慮	提案書において「市内企業への発注を確約できる金額の割合」を算出するにあたり、算定の基準となる金額(分母および分子)の定義をご教示ください。	「市内企業への発注を確約できる金額の割合」は、次の考え方により算出してください。 分母は、提案価格書に記載する施設整備費及び入居者移転支援業務費の合計額から、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。 分子は、分母に含まれる金額のうち、長浜市内に本店(又は支店・営業所・出張所等)を有する企業が本事業において受注又は履行することを確約できる金額から、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。市内企業が構成企業又は協力企業として直接履行する業務のほか、市内企業への下請、再下請、資材調達等に係る発注額を含めることができます。 なお、同一の業務、資材等に係る金額を重複して計上しないでください。 市内企業への発注割合は、次式により算出してください。 市内企業への発注割合(%) ＝市内企業への発注を確約できる金額÷提案価格(いずれも消費税及び地方消費税を除く)×100